

常磐会学園大学・常磐会短期大学
競争的資金等の使用に関する不正防止計画

常磐会学園大学及び常磐会短期大学は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定 平成26年2月18日改正）を踏まえて公的研究費の適正な運営・管理を行うため、以下のとおり不正防止計画を策定する。

1. 機関内の責任体制の明確化

不正発生要因	不正防止計画
責任体制、責任範囲、権限が明確化していない。	最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を定め、その責任範囲・権限を学内外に周知する。

2. 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

不正発生要因	不正防止計画
研究費の使用ルールと運用の実態が乖離する。	使用ルールブックを作成・配付し、使用ルールを周知することにより、適正運用の徹底を図る。

3. 研究費の適正な運営・管理活動

不正発生要因	不正防止計画
予算の執行状況が把握されず、年度末に予算執行が偏る。	定期的に予算執行状況を確認するとともに、必要に応じて改善を求める。
研究者と取引業者が密接な関係をもつこと、物品の検収体制が不十分であることで、架空伝票による納品や預け金が発生する。	業者への発注は事務局を通して行い、検収体制に基づき、担当事務職員が検収を行う。なお、不正取引に関与した業者に対しては取引停止等の処分を行う。
出張の事実確認ができず、カラ出張等が発生する。	事前に出張届を提出させ、出張後は出張の事実を確認できる領収書や証憑書類等の提出を義務付ける。
非常勤雇用者、アルバイトの勤務実態の把握ができず、出勤簿等の改ざん、カラ謝金等が発生する。	研究者は、非常勤雇用者等に日々の業務内容を出勤簿に記述させる。 事務局は、支払処理の際、出勤簿により勤務内容等の確認を行う。

4. 情報の伝達を確保する体制の確立

不正発生要因	不正防止計画
不正使用に関する通報窓口・相談窓口の周知が不十分である。	通報・相談窓口をホームページ、ルールブック等で学内外に周知し、不正の早期発見、牽制を行う。

5. 不正防止計画の見直し

今後も継続して不正を発生させる要因の把握とその検証を進めるとともに、文部科学省等からの情報提供及び他の研究機関における事例等を参考にし、見直しを行うものとする。